

SoftBankカードにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)がソフトバンクモバイル株式会社(以下「SBM」という)及びSBペイメントサービス株式会社(以下「SBPS」といい、「SBM」とあわせ以下「両社」という)と提携して発行するSoftBankカード(以下「本カード」という)の入会申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本同意条項が適用されます。

第2条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

1. 会員は、両社が下記の個人情報を第4条に定める目的のために、保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。

(1) 会員が本カードの申込書に記載又は申込書以外で会員がセゾン及び両社に届け出た事項(会員の氏名、生年月日、性別、住所、固定・携帯電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況、支払口座、本カード解約の事実等)

(2) 次条第1項に定める個人情報

2. 会員は、両社が各取引に関する業務の一部又は全部を両社が個人情報取扱いに関する定めのもと契約した委託先企業に委託する場合、各社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項各号の個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が業務受託に必要な範囲に限り利用することに同意します。

3. 両社は、個人情報の保護に関する法令その他の規範(ガイドラインなど)を遵守します。

第3条(個人情報の提供)

1. 会員は、セゾンが下記の個人情報を保護措置を講じた上で両社に提供することに同意します。

○会員の本カードによる商品購入の利用日、利用店舗名、利用金額、支払区分

2. 会員は、セゾンに対して前項の個人情報の提供について、停止の申出ができます。

第4条(両社の個人情報の利用)

会員は、両社が各々次の目的のために、第2条第1項(1)(2)の個人情報を利用することに同意します。

(1) 両社の提供する本カードの機能・サービス及びその他両社の事業に関するサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連する付帯サービス、アフターサービスの提供

(2) 両社の事業(本カードに関する事業を含む)に関する市場調査、商品開発

(3) 両社のいずれか又は双方と契約した企業(以下「提携企業」という)からの委託による、当該提携企業が提供する各種商品・サービス等に関する告知宣伝物の送付

(4) 個々の対象会員等を特定することができない形式による対外統計資料としての利用

第5条(両社における共同利用)

会員は、両社が各々会員に対する各種提携サービスを提供するため、第2条第1項(1)(2)の個人情報を、保護措置を講じた上で以下の企業(以下「共同利用会社」という)と共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については両社が責任を負います。

【共同利用会社】

・ソフトバンク株式会社

・ソフトバンク株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有又は実質的に支配している子会社(両社を除く)

【目的】

〈1〉お客様からのお問い合わせへの対応、共同利用者のサービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート

〈2〉共同キャンペーン実施時等の課金計算・料金請求

〈3〉マーケティング調査及び分析

〈4〉両社及び共同利用会社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等

〈5〉情報通信業界の発展及び顧客サービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知

※上記共同利用会社の社名及び具体的な事業内容は、ソフトバンク株式会

社ホームページ(<http://www.softbank.co.jp>)に掲載しております。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

会員は両社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本同意条項末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万一両社の保有する会員の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、両社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。なお、個人情報の開示・訂正・削除にあたり手数料をいただく場合があります。

第7条(利用中止の申出)

会員は両社に対して、第4条の利用について中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき両社のいずれか又は双方が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物、個人が特定されない形での調査・集計・分析は除きます。

第8条(条項の変更)

本同意条項は、法令又は、両社又はセゾンの定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条(問合せ窓口)

第3条のセゾンの個人情報の提供に関するお問合せや中止の申出等は、以下に記載のセゾン窓口まで、その他両社の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや利用中止の申出等は、以下に記載の両社窓口までご連絡下さい。

株式会社クレディセゾン

〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22

インフォメーションセンター

TEL 03-5996-1111

ソフトバンクモバイル株式会社

〒105-7317 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

TEL 0088-210-051

SBペイメントサービス株式会社

〒105-7306 東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル25F

E-Mail: privacy@sbpayment.jp

SoftBankマネーサービスにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・預託)に関する同意条項

SoftBankマネーサービス利用者(退会者を含め、以下「マネー会員等」という)は、今回お申込される取引の規約等に加え、本同意条項各項に同意するものとします。

第1条(用語の定義)

本同意条項の用語の定義は、本同意条項で特に定めるほかは、SoftBankマネーサービス利用規約に従うものとします。

第2条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

1. マネー会員等は、本同意条項第3条に定める目的で、本項各号に定める以下の情報(以下、各号を総称して「個人情報」という)を、SBペイメントサービス株式会社(以下「当社」という)が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。

(1) マネー会員等がSoftBankマネー申込を含む、当社との各種取引(以下「各取引」という)所定の申込書等に記載又は申込書等以外で当社又は提携カード発行先等の当社が別途提携する企業(以下、「提携企業」という)に届け出た事項(氏名、生年月日、性別、住所、固定・携帯電話番号、電子メールアドレス、SoftBankマネー返金先口座情報等)。

(2) 当社が提携企業と発行する提携カード利用に関する商品購入の利用日、利用店舗名、利用金額、支払区分に関する事項。

2. マネー会員等は、当社が各取引に関する業務の一部又は全部を、当社が個人情報取扱いに関する定めのもと契約した委託先企業に委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項各号の個人情報を当該委託先企業に提供し、当該提携先企業が業務受託に必要な範囲に限り利用することに同意します。

3. 当社は、個人情報の保護に関する法令その他の規範(ガイドラインなど)を遵守します。

第3条(個人情報の利用)

1. マネー会員等は、当社が次の目的のために、前条第1項(1)(2)の個人情報を利用することに同意します。

(1) 当社の金融サービス事業及びポイント事業(それらに付随して提供するサービスを含む)、ならびにその他当社の事業(以下、総称して「当社事業」という)におけるサービス提供、宣伝物・印刷物、電子メールの送付等の営業案内、関連する付帯サービス、アフターサービスの提供。

(2) 当社事業における市場調査・商品開発。

(3)当社が当社と契約した企業(以下「提携企業」という)からの委託による、当該提携企業が提供する各種商品・サービス等(以下、「提携サービス」という)に関する告知宣伝物の送付。

(4)個々のマネー会員等を特定することができない形式による対外統計資料としての利用。

2.マネー会員等は、当該マネー会員等に対する各種提携サービスを提供するため、当社が本同意条項第2条第1項(1)(2)の個人情報を、保護措置を講じた上で以下の企業(以下「共同利用会社」という)と共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については当社が責任を負います。

【共同利用会社】

・ソフトバンクグループ株式会社

・ソフトバンクグループ株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有又は実質的に支配している子会社(当社を除く)

【目的】

<1>お客様からのお問い合わせへの対応、共同利用会社のサービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート

<2>共同キャンペーン実施時等の課金計算・料金請求

<3>マーケティング調査及び分析

<4>当社及び共同利用会社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等

<5>情報通信業界の発展及び顧客サービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知

※上記共同利用会社の社名及び具体的な事業内容は、ソフトバンクグループ株式会社ホームページ(<http://www.softbank.jp/corp/>)に掲載しております。

第4条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、マネー会員等が入会の申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、又は本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。ただし、本同意条項第3条に定める利用(同条1項(1)のサービス提供時に営業案内等を同封する場合を除く)に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会のお断り、又は退会の手続きをとることはありません。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

マネー会員等は当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。なお、個人情報の開示・訂正・削除にあたり手数料をいただく場合があります。

第6条(利用中止の申出)

マネー会員等は、本同意条項第3条の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物、個人が特定されない形での調査・集計・分析は除きます。

第7条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第8条(問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや利用中止の申出等は下記までご連絡ください。

SBペイメントサービス株式会社

〒105-8025 東京都港区東新橋1-9-2-25F

E-mail: privacy@sbpayment.jp

(2015年9月制定)

SoftBankカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソフトバンク株式会社(以下「SB」という)、SBペイメントサービス株式会社(以下「SBPS」という)と提携して発行するクレジットカードをSoftBankカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)セゾンカード規約及び本特約、並びにSBPSが別途定めるSoftBankマネーサービス利用規約(以下「マネー規約」という)を承認し、当社とSB及びSBPS(以下、併せて「三社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、三社が本カードのご利用を承諾した方(以下

「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、三社が承諾した日に成立するものとします。

- (2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、三社にカード利用のお申込みをされ、三社が本カードのご利用を承諾した方(以下「家族会員」という)に家族カードを発行いたします。
- (3)本会員と家族会員(以下、併せて「会員」という)の集まりをセゾンサークルといたします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(SoftBankマネーサービス)

- (1)本カードについては、SBPSが企画・運営・提供するSoftBankマネーサービス(以下「SBマネーサービス」という)が適用されます。当社が提供するポイントプログラムは適用されません。
- (2)SBマネーサービスは、マネー規約に基づき提供されます。
- (3)SBPSは、本会員に対し本特約及びマネー規約に基づき、当該本会員とその家族会員のカードのご利用代金の合計額に対して、マネー規約第2条に定めるSoftBankマネー(以下「SBマネー」という)を付与するものとします。なおSBPSは、SBPS所定の時期・方法により、会員に対しSBマネーを付与することもできるものとします。
- (4)前項のカードご利用代金には、キャッシングサービス利用代金、分割・リボ払い手数料等、SBPS所定のものは含みません。
- (5)SBPSは、会員がセゾンカード規約、本特約又はマネー規約を遵守していないとSBPSが認めた場合、当該会員へのSBマネーの付与を拒否することができます。
- (6)SBマネーは、利用代金の全部又は一部が本カードで有効に決済されなかった場合等、付与されない又は一旦付与されてもSBPS所定の方法により取り消されることがあります。
- (7)会員は、SBマネーサービスの特典を受ける場合、SBPS所定の方法でその提供を請求するものとします。なお、当社は当該特典の提供に関し、会員とSBPSの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

第5条(サービスの利用)

- (1)会員は、当社がセゾンカード規約及び本特約に基づき提供するサービス等を利用する場合、セゾンカード規約及び本特約の定めに従うものとします。なお、SB及びSBPSはこれらのサービス提供又は利用に関し、会員と当社との間に生じる紛議については一切責任を負わないものとします。
- (2)会員は、SBPSが本特約及びマネー規約に基づき提供するサービス、並びに次項に定めるソフトバンク株式会社のグループ企業(以下「SBGグループ企業」という)が提供するサービス等を利用する場合、SBGグループ企業各社所定の方法により利用するものとします。なお、当社はこれらのサービスの提供又は利用に関し、会員とSBGグループ企業各社との間に生じる紛議については一切責任を負わず、会員はこの紛議を理由に当社に対する一切の債務を免れることはできません。
- (3)ソフトバンク株式会社及びソフトバンク株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有又は実質的に支配している子会社を総称してSBGグループ企業といいます。

第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

- (7)本カードの会員資格を喪失した場合には、何ら意思表示を要することなく直ちに、当該会員とSBPSとの間のマネー規約に基づく利用契約は終了するものとします。

第7条(適用規約)

- (1)本カードについては、セゾンカード規約及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
- (2)本カードのうち、SoftBankカード プレミアム アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾンカード規約(第39条を除く、第6章(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則)を含む)及び本特約、並びにマネー規約が適用されます。セゾンカード規約(第39条を除く、第6章(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則)を含む)と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第8条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

SoftBankマネーサービス利用規約

第1章 定義

第1条(目的)

本規約は、SBペイメントサービス株式会社(以下「当社」)が企画・運営・提供する、SoftBankマネーサービス(以下「SBマネーサービス」)に関する利用条件を定めるものとします。

第2条(用語の定義)

1. SoftBankマネー(以下「SBマネー」)とは、当社が本規約で定める条件に従って付与するポイントの名称をいいます。SBマネーの単位は「Pt」、もしくは「ポイント」と表記します。

2. SBマネーサービスとは、SBマネーを使用して当社が別途定める特典、各種サービスを受けることができるサービスのことを言います。

3. SBマネーサービスの利用者(以下「利用者」)とは、本規約に基づき、次項に定めるSBマネー提携企業、もしくは当社を通じてSBマネーサービスに申込みを行い、当社所定の手続きをもってSBマネーサービスの参加が認められた方を言います。

4. SBマネー提携企業とは、当社とSBマネー利用について必要な契約等を行い、各提携企業の提供する商品、サービス、役務等(以下「提携サービス等」)に付随してSBマネーを利用者に提供すること、もしくはSBマネーを利用して提携サービス等を提供することを承諾した企業を言います。

5. SBマネーIDとは、SBマネーの利用者に対してSBマネー提携企業もしくは当社より所定の方法をもって利用者に授与するIDを言います。

6. SBマネー口座とは、SBマネーの蓄積・利用を管理する口座を言います。

7. Webサイトとは、当社が提供するSBマネーサービスを提供するために開設するWebサイトを言います。PCサイト、携帯サイト両方を提供し、本規約、ポイントサービスの詳細説明、ガイドラインの掲載も行います。

第2章 利用手続

第3条(申込方法)

1. 本規約を承諾の上、Webサイトで以下の初期登録作業を行うことで、SBマネーサービスの特典、各種サービスを利用することができるようになります。

- 1) ログイン情報の登録
- 2) ログインパスワードの設定
- 3) 連絡可能な電子メールアドレスの登録
- 4) SBマネーIDの登録

2. SBマネー提携企業を通じてSBマネーサービスに申込みを行う場合はSBマネー提携企業が定める規定、条件等に従うこととします。

第4条(ログイン情報の管理)

1. ログインID、及びログインパスワードは当社指定の条件の範囲内で所定の方法により自由に変更することが可能です。

2. ログインID、ログインパスワードを忘れた場合は、Webサイトから所定の手続きを行って再登録をしてください。

3. 登録されている電子メールアドレスに変更があった場合には、直ちに登録情報を所定の方法により訂正を行ってください。なお訂正が無い、もしくは不備がある場合正当なサービスが得られない場合があります。また、当社が発信した電子メールが到達しなかった場合には、通常到達すべきときに利用者へ到達したものとみなします。

4. 利用者は、ログイン情報を善良なる管理者の注意をもって正しく管理する義務を負います。ログイン情報の利用者過失による紛失、盗難、虚偽、詐称等による利用者不利益に関して当社は一切関与しないことを予め承諾することとします。なお、そのような事実が判明した場合は直ちに当社所定の方法によりご連絡ください。

第3章 SBマネーサービス内容

第5条(SBマネーサービス基本条件)

1. 利用者は、本規約、ガイドライン等及びWebサイトに従ってSBマネーサービスを利用するものとします。

2. 利用者は、Webサイトに自身のログイン情報を入力したあとWebサイトを閲覧することで保有SBマネー残高、利用履歴、SBマネー有効期間を確認することができます。

3. SBマネーの有効期間は、第6条に定める事項によりSBマネー付与が行われた日が属する月の翌月1日から2年間とします。

4. 有効期間を過ぎたポイントは消滅して利用できなくなります。一度消滅したポイントの復活は行わないことを利用者は予め承諾することとします。

5. SBマネー口座に保有できるSBマネーの上限はございません。

第6条(SBマネーの付与)

1. 当社は、別に定める付与条件に基づき、SBマネーID毎に算定された

SBマネー数を利用者のSBマネー口座に付与します。

2. 利用者が複数のSBマネーIDを保有している場合はそれぞれSBマネーID毎に算定されたSBマネーを付与いたします。

3. 付与条件はWebサイト、又は利用者に配信するe-mail、ガイドブックへの掲載等当社が適切と考えた手段により利用者に周知いたします。

4. 以下に記す理由により算定されたSBマネーがマイナス、もしくは付与の取消となった場合は該当数をSBマネー口座から減算いたします。

1) 利用金額に応じてSBマネーを付与する場合、その利用が取り消され利用金額が返却された場合算出結果がマイナスとなります。

2) 付与条件に対する不正が認められた場合、該当する付与SBマネー数を減算します。

第7条(SBマネーの利用)

1. 利用者は、SBマネーを使用して当社、もしくはSBマネー提携企業が提供する特典、サービス(以下「サービス」)を当社に請求することができます。当社は利用者が保有するSBマネーから別途定める当該サービスに係るポイント数を利用者のSBマネー口座から減算します。

2. 利用者は、一旦所定の手続きをもってポイント利用の申請及びサービスを請求した場合は、これを取り消すことはできないものとします。但し、請求したサービス内容に故障、損失その他不備があり、当社及びSBマネー提携企業がその不備を認めた場合において当該サービスに該当するSBマネーを返却いたします。この場合の返却されたSBマネーの有効期限は、期限到来前であれば返却前の有効期限、既に有効期限が終了している場合は返却日の翌月末日までといたします。

3. 当社は利用者によるサービス利用の請求内容に不備、もしくは不正等があることを確認した場合などには当該サービスの請求を受け付けないこととします。

4. 利用者は、当社の都合により利用者が希望するサービスが提供できない場合があることを予め承諾するものとします。

第8条(他ポイント交換)

1. 利用者は、SBマネー提携企業が運営するポイントプログラムのポイント(以下「他ポイント」)との交換ができるものとします。但し、一部のマネー提携企業については他ポイントとの交換はできません。

2. 他ポイント交換は、他ポイントからSBマネーへの交換、SBマネーから他ポイントへの交換のどちらか一方、もしくは両方を提供します。

3. 他ポイント毎にSBマネーの交換最低ポイント数、交換ポイント単位、換算率等(以下「交換条件」)を設定し、交換時に換算率をかけることで交換を実施します。なお換算率によってポイントに端数が出る場合は切り捨て処理を行い端数は消滅することとさせていただきます。

4. 当社はSBマネー提携企業との個別の取り決めに従い交換条件を決定いたします。決定した交換条件はWebサイト、又は利用者に配信するe-mail、ガイドブックへの掲載等当社が適切と考えた手段により利用者に周知いたします。

5. 利用者は、一旦所定の手続きをもって他ポイント交換を指示した場合は、これを取り消すことはできないものとします。なお、他ポイントへの反映は、SBマネー提携企業の責任をもって実施するものとします。

第9条(SBマネーサービスの終了・制度変更・一時停止等)

1. 当社は、一定の予告期間において周知を行った上でSBマネーサービスを終了もしくは中止、又は内容変更することができるものとし、利用者は予めそのことを承諾することとします。

2. SBマネーサービスは、日本国の法令の下に制限を受けることがあり、法令制定、改定に伴いサービス内容を変更、一部停止する場合があることを利用者は予め承諾することとします。

3. SBマネー提携企業は、当社との提携契約の締結、終了、条件変更に伴い増減する場合があります。それに伴い利用者に提供するサービスに変更があることを利用者は予め承諾することとします。

第4章 退会

第10条(退会・利用停止等)

1. 利用者がSBマネーサービスの退会(以下「退会」)を希望する場合は、当社所定の方法による手続きをとるものとします。なお、退会時にSBマネーが残存する場合は、そのSBマネー残高は退会と同時に消滅するものとします。

2. 利用者がSBマネー提携企業を通じてSBマネーサービスを利用している場合、利用者は、提携サービス等を退会することにより提携企業が別途定める規定等の定めに基づき自動的にSBマネーも退会とさせていただく場合があることを予め承諾するものとします。なおその場合の退会手続きはSBマネー提携企業の定める手続きに従うものとします。

3. 利用者が下記に該当した場合、当社の判断でサービス利用の一時停止、一部利用の制限、SBマネーの消去、退会等の措置をとらせていただく

場合があります。

- ・SBマネーの残高がないまま、1年以上の期間が経過した場合
- ・利用者のSBマネーサービス利用内容において疑義が生じた場合
- ・利用者が本規約の第11条に規定する行為を行った場合
- ・明らかな不正及び、その他本規約に反する行為を行ったと当社が認められた場合

4. 第9条に定める事項によりSBマネーサービスが終了する場合は、当社は適切な期間をもってWebサイト及び登録された電子メールへの通知をもって周知を行い、利用者に対して自動退会の手続きを行うことを利用者は予め承諾することとします。

第5章 その他

第11条(禁止事項)

利用者は、SBマネーサービスを利用するにあたり、以下のいずれの事項も行うことを禁止いたします。

- (1)当社の運営を妨害する行為
- (2)他の利用者、第三者もしくは当社の権利、プライバシーを侵害、又は侵害するおそれのある行為
- (3)他の利用者、第三者もしくは当社の名誉、信用を毀損し不利益、又は損害を与えるおそれのある行為
- (4)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (5)犯罪行為もしくは犯罪行為にむすびつくおそれのある行為
- (6)コンピュータウイルス等有害なプログラムによって当社の事業を妨害する行為
- (7)電子メールアドレス等の登録情報や、当社への通知、申告、問合せ等で虚偽の申告、届出をする行為
- (8)他人のポイント口座番号、電子メールアドレスを盗用、もしくは借用し利用者登録をする行為
- (9)他人のログインID、ログインパスワードを盗用し第三者に成りすます行為
- (10)法令に反する、もしくは違反するおそれのある行為
- (11)その他、当社が不適切と判断する行為

第12条(当社の免責)

1. SBマネー提携企業が独自に提供するサービスに関してはSBマネー提携企業の責任において提供するものとし、当社は一切保障いたしません。利用者が、ポイントを利用してSBマネー提携企業から提供されたサービス、ポイント交換その他に関して発生するすべてのトラブルについては、利用者、SBマネー提携企業の当事者間で直接解決することとし、当社は一切責任を負いません。

2. 当社の予測・対処不可能な事由による通信回線、通信設備、コンピュータシステム機器の障害、情報処理、伝達の遅延、誤作動、不能等があった場合には利用者にサービス提供が行えない場合があることを利用者は予め承諾することとします。

第13条(本規約等の変更)

1. 当社は、必要のある場合には本規約をいつでも変更・改定できるものとします。
2. 当社は、本規約の変更・改定に当たってはWebサイト等で予告・周知を行い一定の期間において本規約を改定いたします。

第14条(個人情報の取り扱い)

当社が、SBマネーに係わる各種業務等を通じて収集する個人情報の取り扱いは、別途定める「SoftBankマネーサービスにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項」の定めに従うものとします。

第15条(プライバシーポリシー)

当社は利用者情報を、本規約で定める場合のほか、別途定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

第16条(公租公課)

本サービスの利用により発生する収益、費用、手数料等に関して課せられる消費税その他公租公課は利用者の負担とします。

第17条(準拠法)

利用者当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されます。また本サービスから生じた紛議については東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

(2015年9月制定)

